

県 議 会 議 会 局

1 議会の組織及び運営

議会は、地方自治法第 89 条の規定に基づいて設置され、その組織及び運営は次のとおりである。

(1) 議員の定数

議員の定数は、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により定められており、平成 27 年 4 月の一般選挙から、議員の定数は 105 人となっている。

(2) 正副議長

地方自治法第 103 条の規定に基づき議員の中から議長及び副議長 1 人が選挙されている。

(3) 常任委員会及び特別委員会

「神奈川県議会委員会条例」に基づき次の常任委員会及び特別委員会が設置されている。

常任委員会

総務政策常任委員会	防災警察常任委員会
国際文化観光・スポーツ常任委員会	環境農政常任委員会
厚生常任委員会	産業労働常任委員会
建設・企業常任委員会	文教常任委員会

特別委員会

ともに生きる社会推進特別委員会
東京オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ特別委員会
社会問題・安全安心推進特別委員会
経済・産業振興特別委員会

このほか、一般会計、特別会計決算及び公営企業会計決算を審査するため、第 3 回定例会において決算特別委員会が設置されるのが例である。

(4) 議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るため、「神奈川県議会委員会条例」に基づき議会運営委員会が設置されている。

(5) 予算委員会

予算及び予算関係の議案の審査を一層充実させるため、「神奈川県議会会議規則」及び「神奈川県議会予算委員会要綱」に基づき予算委員会が設置されている。

(6) 招集と会期

ア 招 集

定例会は、年3回、2月、5月及び9月に招集する。

*上記定例会のほか必要に応じ、特定の事件に限り臨時会を招集することができる。

イ 会 期

会期は、毎会期の初めに議会の議決で定めるが、会期日数は概ね2月に招集される第1回定例会が45日程度、5月に招集される第2回定例会が55日程度、9月に招集される第3回定例会が100日程度を原則とし、年間で200日以内の日数としている。

2 議会局の分掌事務

総務課

- (1) 議員の身分に関すること。
- (2) 儀式及び接遇に関すること。
- (3) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (4) 議員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- (5) 政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年神奈川県条例第57号）の施行に関すること。
- (6) 局の組織及び職員の定数に関すること。
- (7) 局の所管事務の調整に関すること
- (8) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事及び給与、旅費等に関すること。
- (9) 局の所管事務に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (10) 局の所管事務に係る事務能率の増進に関すること。
- (11) 局の所管事務に係る情報公開、情報提供、個人情報保護及び広聴の総括に関すること。
- (12) 議会の使用する室の管理に関すること。
- (13) 公印に関すること。
- (14) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (15) 職員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- (16) その他他課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年神奈川県条例第33号）の施行に関すること。
- (2) 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関すること。
- (3) 局の予算、決算及び経理に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。

議事課

- (1) 議会の会議に関すること。
- (2) 常任委員会に関すること。
- (3) 特別委員会に関すること。
- (4) 議会運営委員会に関すること。
- (5) 予算委員会に関すること。
- (6) 請願及び陳情に関すること。

- (7) 会議録に関する事。
- (8) 議決報告に関する事。

政 策 調 査 課

- (1) 県行政等の調査並びに資料の収集及び管理に関する事。
- (2) 意見書・決議案の調整に関する事。
- (3) 議員提出議案に関する事。
- (4) 議会の会議の傍聴に関する事。
- (5) 議会の広報その他情報提供に関する事。
- (6) 議会又は議長の処分又は裁決に係る訴訟に関する事。
- (7) 議会図書室の管理及び運営に関する事。
- (8) 議会資料の編集及び発行に関する事。
- (9) 規則案（議決事件を除く。）、告示案及び訓令案の審査に関する事。
- (10) 法令の調査研究に関する事。
- (11) 都道府県議会議長会及び都道府県議会事務協議会に関する事。

3 職員の配置状況

平成30年6月1日現在

職員の種類 区分	局長	書記	計
総務課	1	20(23)	21(23)
経理課		9	9
議事課		17(15)	17(15)
政策調査課		22	22
合計	1	68(38)	69(38)

注（ ）内は、併任職員を外数で示す。

4 事務事業の概要

議会局は、地方自治法の規定に基づき議会に関する事務を行っている。

その事務に関しては、議長及び副議長の秘書事務、一般庶務を総務課が、予算経理事務、物品の出納保管事務を経理課が、議会の会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び予算委員会に関する事務、請願・陳情に関する事務、会議録に関する事務を議事課が、議会の調査事務、法令の調査研究、議会広報紙の発行等の議会広報事務、議会図書室の管理運営に関する事務を政策調査課が分掌している。

5 予算の概要

(一般会計)

歳入

(単位 千円)

款	項	目	節	予算額
諸収入				105
	立	替		105
	収	入		105
		議 会		105
		立 替 収 入	議 会 費 入	105
			立 替 収 入	

歳出

(単位 千円)

款	項	目	事業名	予算額
議会費				3,768,464
	議 会 費			3,768,464
		議 会 費		2,686,512
			1 議 員 報 酬	1,226,280
			2 議 会 運 営 費	789,843
			3 県 政 調 査 等 推 進 費	670,389
		事 務 局 費		1,081,952
			1 給 与 費	732,527
			2 事 務 局 運 営 費	129,827
			3 議 会 図 書 室 運 営 費	4,916
			4 議 会 広 報 費	214,682